

# クーリング・オフの手続き

## 販売店宛の文例

平成〇〇年〇〇月〇〇日	解除通知
に契約	
しました〇〇(商品名)は、解除します。	
商品は早急にお引き取りいただき、	
支払いました〇〇円をお返しくください。	
氏名 住所	

## 信販会社宛の文例

平成〇〇年〇〇月〇〇日	解除通知
〇〇(販売店名)と契約しました	
〇〇(商品名)は解除します。	
氏名 住所	



## 後日のトラブルを避けるために

電話連絡だけではなく、

ハガキを表裏コピーのうえ、「簡易書留」や「特定記録郵便」で出しましょう。

※定型郵便物(25gまで)の場合、

郵便料金 80 円 + 簡易書留料 300 円 または 特定取扱料 160 円

コピーを保管しておきましょう。

クーリング・オフは、書面を郵便局の窓口に出した瞬間に有効になります。

(発信主義)

仮に事業者が「受け取っていない」と言っても、期限内に出したことを主張できます。

クレジット契約の場合は、信販(クレジット)会社にも出しましょう。